

第4章

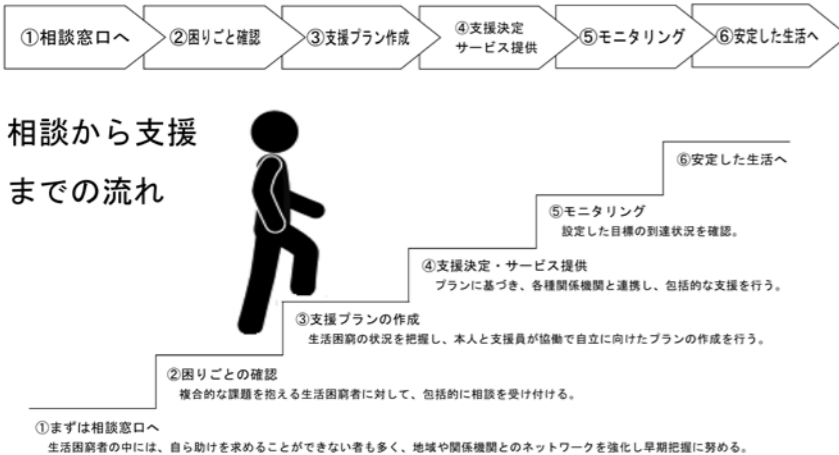
今後5年間の アクションプラン

基本的方向 I みんながつながり合い社会的

孤立を防ぐ地域づくりを推進します

1. 生活に困難を抱える人の自立支援

(1) 生活困窮者等への総合相談・支援体制の充実

目	標	取り組む事項	内 容
不安定な雇用や失業による経済的問題、家族やコミュニティ機能の低下による社会的孤立等、多様な生活問題を抱える人々が増加しています。また、子どもの6人に1人が貧困状態にあり、家庭の収入が少なくて食事がとれない、進学できない等、「負の連鎖」の状況にあります。 こうした中、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援を強化するため、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、本会では、町村圏域における生活困窮者自立相談支援事業を県より受託し実施しています。	生活困窮者は、複合的かつ多様な課題を抱えているケースが多く、対象者の自立生活に向けた包括的な支援が必要であり、関係機関等との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	① 町村圏域における相談支援体制の充実・強化	○町村社協との協定による相談体制・出口支援の充実 ○研修等による相談・就労支援員の資質向上 ○町村社協担当者会議開催等による情報共有・協議 ○ハローワーク等の関係機関、各種団体との連携 ○制度の広報・周知
 <p>相談から支援までの流れ</p> <p>①まずは相談窓口へ 生活困窮者の中には、自ら助けを求められない者も多く、地域や関係機関とのネットワークを強化し早期把握に努める。</p> <p>②困りごとの確認 複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的に相談を受け付ける。</p> <p>③支援プランの作成 生活困窮者の状況を把握し、本人と支援員が協働で自立に向けたプランの作成を行う。</p> <p>④支援決定・サービス提供 プランに基づき、各種関係機関と連携し、包括的な支援を行う。</p> <p>⑤モニタリング 設定した目標の到達状況を確認。</p> <p>⑥安定した生活へ</p>		② 県下の生活困窮者自立相談支援事業の充実に向けた取り組み	○自立相談支援事業従事者養成研修の受託実施 ○市社協情報連絡会議・家計相談支援事業実施事業所連絡会の開催による情報共有・協議

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくりの推進

目	標	取り組む事項	内 容
生活困窮者が自立に向けた歩みを進めていくためには、自己肯定感や自尊感情を取り戻すことが不可欠です。そして、自分の居場所を発見し、人との「つながり」を実感できることが肝要となります。 生活困窮者の早期発見や見守りのためには、公的な制度だけでは対応できないため、地域のネットワークの強化をはじめ、インフォーマルな支援や地域住民の力による新たな支援プログラム開発やサービスが必要不可欠です。中間的就労の場の創出や居場所づくりによる地域づくりを積極的に行い、早期発見・早期対応できる仕組みづくりを推進します。	■数値目標「子どもの学習支援実施町村社協数」→ 目標値（H33）10社協	① インフォーマルサービスの開発	○市町村社協やNPO法人等との連携による居場所づくり・学習支援等の開発支援 ○企業や団体との連携によるフードバンク活動等の普及・開拓 ○社会福祉施設等と連携した子ども食堂・一時生活支援等制度外サービスの開発
		② 中間的就労の場の創出・開拓	○社会福祉法人等との連携による中間就労の場の提供 ○商工会議所・青年会議所など関係機関との連携

(3) 児童養護施設退所者等やひとり親家庭の経済的自立の支援

目	標	取り組む事項
少子化・高齢化の進展、雇用・就業をめぐる環境の変容など、社会経済が急激に変化する中、児童養護施設等の退所者は、家庭の支援等が得られない中、原則18歳での自立が求められ、また、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と高い状況にあります。 こうした方々に対し、資金の貸付を通じて経済的自立を支援します。		○児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度の実施

2. 住民の主体的参加による地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動の推進

目 標	取 組 む 事 項	内 容																		
<p>地域では、一人暮らし高齢者などの「社会的孤立」、日常生活を維持する上でのちょっとした困りごとなど福祉課題が増えてきており、公的な福祉サービスの充実に加え、地域住民が関係機関・団体と連携し地域の中で支え合う仕組みをつくる必要があります。</p> <p>また、介護保険制度改正では、住民相互の助け合い活動の促進や認知症支援への取り組みが示され、公民館・空き家など地域の資源を生かした相談や交流、居場所づくり、生活支援活動、介護予防事業など多様な機能を持った場・拠点づくりを推進することが求められています。</p> <p>市町村社協（地区社協等）が、地域の課題解決に向けた取り組みが展開できるよう支援します。</p> <p>■数値目標 [単位：実施社協数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>現 状 (H 27)</th> <th>目 標 値 (H 33)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区社協等小地域福祉活動推進組織の設置</td> <td>23</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>地区地域福祉活動計画</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>地区福祉懇談会</td> <td>23</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>福祉委員制度</td> <td>37</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>要支援者福祉マップ</td> <td>26</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現 状 (H 27)	目 標 値 (H 33)	地区社協等小地域福祉活動推進組織の設置	23	30	地区地域福祉活動計画	10	15	地区福祉懇談会	23	30	福祉委員制度	37	42	要支援者福祉マップ	26	42	① 連絡・協議の場づくり	○市町村社協相互の情報交換・課題解決に向けた協議の場づくり (市町村社協地域福祉担当者会議、地域福祉担当職員テーマ別検討会議等)
	項 目	現 状 (H 27)	目 標 値 (H 33)																	
	地区社協等小地域福祉活動推進組織の設置	23	30																	
	地区地域福祉活動計画	10	15																	
	地区福祉懇談会	23	30																	
福祉委員制度	37	42																		
要支援者福祉マップ	26	42																		
② 市町村社協職員等の資質向上に向けた取組	○市町村社協職員の専門性向上のための研修 (コミュニティワーク基礎講座、テーマ別検討会議、福祉のまちづくりフォーラム、生活支援コーディネーター研修等)																			
③ モデル事業等実施社協への支援	○福祉コミュニティ構築推進支援事業 ○地域福祉活動団体フォローアップ事業 ○安心なまちづくり推進モデル事業																			
④ 普及・啓発	○様々な広報媒体を活用した先進事例の普及・啓発 (広報誌・ホームページ・各種資料への掲載、メールニュースなどインターネットやE-mailの活用等)																			
⑤ 市町村社協の事業や組織運営に関する調査の実施<随時>																				

(2) ボランティア・市民活動の振興

目 標	取 組 む 事 項	内 容
<p>ボランティアやNPOによる活動は、地域住民による助け合い活動を基本に、制度の谷間や公的サービスでは対応しきれない利用者のニーズに対して、迅速かつ的確に応えるものであり、既存のサービスにとらわれない新たな事業を創り出していく活動です。</p> <p>市町村社協、市民活動支援組織、NPO、社会福祉施設、企業等と協働し、多様化・複雑化する地域の問題に対応できるボランティア活動等のより一層の振興に取り組みます。</p> <p>■数値目標「生活支援活動組織化実施社協数」 現状 (H 27) 8 社協 → 目標値 (H 33) 25 社協</p>	① 担い手の養成と活動の仕組みづくり	○生活課題の解決に向けて取り組むボランティアの養成 (生活支援担い手養成講座、生活支援活動組織化推進会議等)
	② 市町村社協職員等の資質向上に向けた取組	○市町村社協ボランティアセンター担当者会議 ○福祉施設ボランティアマネジメント研修会
	③ モデル事業等実施団体への支援	○岐阜県ボランティア活動振興基金助成事業 ○地域指定による福祉学習モデル事業 ○ボランティア連絡協議会代表者会議
	④ 普及・啓発	○岐阜県ボランティア・市民活動フェスティバル ○様々な広報媒体を活用した情報提供、先進事例の普及・啓発 (ボランティア情報紙の発行、活動の手引き・事例集の作成、ホームページ・各種資料への掲載、メールニュースなどインターネットやE-mailの活用等)
	⑤ ボランティア等によるハンセン病療養所入所者に対する支援	○ハンセン病療養所入所者との交流促進

基本的方向Ⅱ いざというときでも安心して

暮らせるまちづくりを推進します

1. 暮らしのセーフティネットの充実・強化

(1) 生活福祉資金による低所得者・生活困窮者等への生活支援

目 標	取 組 む 事 項	内 容
<p>生活福祉資金は、昭和30年の創設以来、資金の貸付と民生委員による相談支援により、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ってきましたが、厳しい経済情勢が続くなか、低所得者や失業世帯等への生活支援は、重要な課題となっています。</p> <p>生活福祉資金制度は、生活困窮者対策の一つとして、利用者支援につながる貸付を行うとともに、生活困窮者自立相談支援機関、市町村社協、民生委員等との連携を強化し、潜在的な要援護世帯の早期発見と問題解決に取り組みます。また、公的貸付資金の性格を踏まえ、償還指導や督促等、借受者個人の状態に応じた債権管理に努めます。</p>	① 生活福祉資金の活用による生活困窮者の自立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立相談支援機関・市町村社協・民生委員・福祉事務所・ハローワーク等との連携による制度の周知 ○市町村社協相談体制の充実強化
	② 借受者個人の状態に応じた債権管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村社協・民生委員との連携による滞納世帯への早期対応 ○司法書士等専門家の協力による悪質滞納債権に対する法的措置

(2) 福祉サービス利用への支援（日常生活自立支援事業の推進）


目 標	取 組 む 事 項	内 容
<p>高齢者や障がい者等で判断能力に不安がある方が、必要なサービスを適切に利用できるよう、また、できる限り安心して地域で自立した生活を継続していけるよう、市町村社協が取り組む日常生活自立支援事業の推進を支援します。</p> <p>また、地域における事業実施基盤の整備、及び実施体制の確保に向けた取り組みを進めます。</p>	① 連絡・協議の場づくり	○市町村社協相互の情報交換、課題解決にむけた協議の場づくり（関係機関等連絡会議、専門員会議等）
	② 市町村社協職員等に対する研修	○日常生活自立支援事業に必要な技術・知識の習得を図るための研修の実施（生活支援員・専門員研修、援助事例検討会等）
	③ 普及・啓発	○様々な広報媒体を活用した先進事例の普及・啓発（事例集の作成、利用促進のための関係機関へのPR、出前講座の開催等）
	④ 利用契約・状況等に関する調査の実施<随時>	

(3) 成年後見制度の利用促進・法人後見事業の推進

目 標	取 組 む 事 項	内 容
<p>地域から孤立した人を見逃さないようにするため、成年後見制度への正しい理解の普及と利用の促進を図ります。</p> <p>また、認知症高齢者、知的障がい者など意思決定が困難な人が、契約行為や財産の管理などを行うときに不利益が生じることがないように、市町村社協等による法人後見事業を支援します。</p>	① 連絡・協議の場づくり	○市町村社協相互の情報交換、課題解決にむけた協議の場づくり（法人後見事業促進会議、実施団体情報連絡会議等）
	② 市町村社協職員等に対する研修	○権利擁護支援を推進するために必要な技術・知識の習得を図るための研修の実施（市町村長申立てに関する研修、法人後見従事者養成研修等）
	③ 相談体制の整備	○成年後見制度利用促進のための相談体制の整備、専門的人材の育成（権利擁護推進員の配置、権利擁護推進員会議等）
	④ 普及・啓発	○様々な広報媒体を活用した先進事例の普及・啓発（事例集の作成、利用促進のための関係機関へのPR、出前講座の開催等）
	⑤ 法人後見事業の実施状況・利用状況等に関する調査の実施<随時>	

2. 防災・減災のまちづくりと災害支援活動の推進

(1) 市町村社協との減災・被災者支援活動の体制づくり

目 標		取り組む事項	内 容
<p>近年、地震や豪雨による災害が頻発するなか、風水害や地震等による災害をできるだけ減らすため、近隣住民の助け合いによる避難支援の体制づくりが不可欠です。</p> <p>また、被災者に対する迅速・適切な支援活動を行うためには、県内外から駆けつけるボランティアを受け入れ、速やかに被災者のニーズと結びつけることが求められています。</p> <p>市町村社協との協働により被災者支援活動の体制づくりに取り組みます。</p> <p>■数値目標「災害ボランティアセンター運営研修受講者数」 → 目標値 250名（今後5年間の受講者数）</p>  <p>平成28年熊本地震における被災地支援活動の様子</p>		<p>① 災害救援体制の整備</p> <p>② 防災・減災体制の整備</p> <p>③ 災害救援ボランティア活動にかかる拠点の整備</p> <p>④ 災害時の支援ネットワークづくり</p>	<p>○市町村社協災害ボランティアセンターへの支援 （災害ボランティアセンター設置・運営訓練、「災害ボランティア活動の手引き」の更新、市町村社協災害時連携促進会議、災害ボランティアセンター運営者研修、県社協災害ボランティアセンター支援貸付制度等）</p> <p>○被災者支援のための体制づくり （要支援者の把握及び防災に関する啓発、災害マップづくり、避難支援訓練、避難所運営訓練を行う市町村社協の支援、福祉避難所開設・運営研修会等）</p> <p>○県内5圏域の拠点社協に対する災害救援ボランティア活動用備品の整備</p> <p>○災害ボランティア活動団体情報交換会の開催等</p>

(2) 災害時における要支援者支援活動の推進

目 標		取り組む事項	内 容
<p>災害時には、福祉施設の建物や設備が被災するだけでなく、職員自身も被災により職場に出てこられなくなるなどにより、福祉サービスの提供が低下、停止することが想定されます。</p> <p>その備えとして、福祉施設における業務継続計画の策定や福祉施設間の相互支援体制の構築を推進します。</p> <p>また、災害時に設置される福祉避難所へ福祉専門職員を派遣する岐阜 DCAT について、連絡調整等の協力を行います。</p> <p>■数値目標「施設職員向け防災士養成講座受講者数」 → 目標値 250名（今後5年間の受講者数）</p>		<p>① 被災時における福祉施設の機能維持の確保</p> <p>② 福祉避難所運営に対する支援</p> <p>③ 岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会への協力</p>	<p>○福祉施設における業務継続計画（BCP）策定に対する支援 ○福祉施設間での相互支援体制の構築・強化への支援</p> <p>○福祉施設向け研修会および訓練の実施 ○福祉施設における防災士の養成</p> <p>○種別協議会ならびに職能団体との連携 ○岐阜 DCAT への協力</p>

基本的方向Ⅲ その人らしい暮らしを支える

福祉サービスの充実を目指します

1. 福祉サービスの質の向上に向けた取組の強化

(1) 福祉人材の確保・定着支援対策の推進

目 標	取組む事項	内 容									
<p>急速な高齢者の増加に伴い、福祉・介護サービスの需要は今後さらに増加し、施設及び居宅介護サービスの更なる充実が求められています。具体的には、2025年には2012年と比較し、介護職員数の需要数が約14,100人の増加に対し、供給数は約7,000人の増加となっているため、約7,100人の介護職員の不足が見込まれており、2025年までには、毎年約1,000人の介護職員を確保する必要があります。</p> <p>このため、本会では、福祉・介護分野の人材確保に向け、中高年者等の多様な人材の参入促進に取り組むとともに、福祉の職場への就職希望者向けの職場体験や離職者・潜在的有資格者に対する再就職支援の充実を図ります。</p> <p>また、保育士資格を目指す方や潜在保育士の方には、保育所等の求人の情報提供により就職支援を行うほか、現職保育士の悩み相談、発達障がい児等の保育を担う保育士への相談支援を行い、保育士の定着を図ります。</p> <p>さらに、福祉人材の定着支援のため、アドバイザーやコーディネーターによる悩み相談・職場訪問や他施設・他職種の人との交流の場づくりに努めます。</p> <p>■数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>現状 (H 27)</th> <th>目標値 (H 33)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求職者数</td> <td>856人</td> <td>1,000人</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>276人</td> <td>300人</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現状 (H 27)	目標値 (H 33)	新規求職者数	856人	1,000人	採用者数	276人	300人	① 福祉の仕事に就きたい人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就職活動者向け施設見学・職場体験バスツアーの充実 ○高校生とその保護者や県内高等学校教員への啓発 ○福祉従事者の紹介パンフレット作成・配布（若手・中堅・ベテラン福祉職員へのインタビュー、ホームページによる紹介等） ○介護福祉士等修学資金貸付事業を活用した介護人材の確保
	項 目	現状 (H 27)	目標値 (H 33)								
	新規求職者数	856人	1,000人								
	採用者数	276人	300人								
② 福祉サービス事業従事者の定着支援	○福祉サービス事業従事者の交流の場づくり（階層別、分野別または異業種間の座談会・交流会の開催等）										
③ 中高年者等の多様な人材の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○離職した介護福祉士等の届出制度の活用 ○潜在的介護職員の掘り起こし、研修・求人情報の発信 ○中高年者を対象とした介護職員養成研修の実施・就職支援 ○介護職員等再就職準備金貸付事業の活用 										
④ 保育士を目指す方や潜在保育士の就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士再就職支援コーディネーターによる保育士の職場定着、再就職支援（求職相談・保育士職場体験事業等の実施、圏域別出張相談・巡回相談の実施等） ○保育士修学資金貸付事業、保育士就職支援貸付事業の活用 										

(2) 福祉サービス事業従事者の資質向上

目 標	取組む事項	内 容
<p>社会福祉事業従事者のスキルアップやキャリアパスを支援するため、専門職として必要な福祉・介護に関する知識習得のための研修の充実をめざします。</p> <p>県外の著名な講師はもとより、地域に密着した内容の研修にするために、県内福祉系養成校、福祉施設をはじめ、各関係団体等と連携し、質の高い研修をめざします。</p> <p>【平成29年度研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（初任者、中堅、チームリーダー、管理職員） (2) 課題別研修（17コース） (3) 資格取得支援（1コース） (4) 指定研修（2コース） (5) 受託研修（6コース） <p>■数値目標「受講者アンケートにおける『有益であった』の回答率」 → 95%</p>	① 福祉サービス従事者の専門性を高める研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の実施 ○専門的知識を習得するための課題別研修の充実（アンガーマネジメント研修、福祉・介護職員のための法律講座等）、福祉施設等情報発信研修の実施（ホームページ作成、メール送信等を含む）
	② 県内の研修講師陣の確保	○県内福祉系養成校・県内社会福祉施設従事者・介護実習普及センター（福祉総合相談センター）・県介護福祉士会等県内関係機関との連携

2. 良質な福祉サービス提供への支援

(1) 社会福祉事業の経営支援

目 標	取 組 む 事 項	内 容												
<p>社会福祉制度が目まぐるしく変わるなか、社会福祉事業者は、その使命を認識し、事業所経営の効率化・安定化・透明化へ取り組み、地域社会から一層の信頼を得ることが求められています。</p> <p>こうした状況の下、各種研修や個別相談を通じて経営相談を行うほか、障害福祉サービス事業所に通う障害者の工賃向上のため、セルフ支援センター事業や農福連携を推進にします。</p> <p>また、福祉サービスの質の向上とサービス利用者の適切なサービス選択に資するため、第三者評価事業や介護サービスの公表制度に取り組みます。</p> <p>■数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>現状 (H 27)</th> <th>目標値 (H 33)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斡旋金額 (千円)</td> <td>15,482</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>会員B型事業所の平均工賃月額 (円)</td> <td>13,365</td> <td>14,500</td> </tr> <tr> <td>セルフ支援センター会員事業所数</td> <td>124</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現状 (H 27)	目標値 (H 33)	斡旋金額 (千円)	15,482	20,000	会員B型事業所の平均工賃月額 (円)	13,365	14,500	セルフ支援センター会員事業所数	124	135	① 経営指導事業の充実	○法人運営・会計・人事労務管理に関する個別相談、研修の実施
	項 目	現状 (H 27)	目標値 (H 33)											
	斡旋金額 (千円)	15,482	20,000											
	会員B型事業所の平均工賃月額 (円)	13,365	14,500											
	セルフ支援センター会員事業所数	124	135											
	② 経営者に対する研修の実施	○県社会福祉法人経営者協議会との連携による事業の推進												
③ セルフ支援センター事業の充実	○販売会やインターネットによる障害者施設製品の販売機会の確保 ○下請け作業・役務のあっせん、センターが契約主体となる大型受注の促進													
④ 農福連携の推進	○コーディネーターによる仕事の開拓及びマッチング ○サポーターによる農作業の現場指導 ○セミナー開催による普及啓発													
⑤ 福祉サービス第三者評価事業の推進	○事業者に対する第三者評価事業の周知と受審の促進 ○継続評価受審の推進													
⑥ 介護サービス情報の公表の実施	○介護保険法に規定された「介護サービス情報の公表」制度における公表事務の実施													

(2) 苦情解決事業の充実

目 標	取 組 む 事 項	内 容
<p>社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会において、福祉サービス事業所における苦情解決体制の整備に努め、利用者の利益保護を図ります。</p>	① 事業所における体制整備の支援	○巡回指導事業の実施、ポスター・リーフレット・手引書等の作成 ○苦情解決体制整備及び第三者委員の設置・活動状況調査の実施 ○福祉サービス苦情解決研修会の開催
	② 運営適正化委員会における適切な苦情解決	○福祉サービス利用者等からの苦情申出受付、調査等の実施 ○他の相談機関との連携

基本的方向Ⅳ 多様な主体や社会資源がつな

がり支え合う地域づくりを支援します

1. 多様な主体による連携・協働の促進

(1) 社会福祉法人の連携による公益的取組の推進

目 標		取り組む事項	内 容
<p>社会福祉法人は、従来から、制度に基づく福祉サービスのほか、制度に基づかない公益的な取り組みも行ってきましたが、今般の社会福祉法人制度改革において、地域における公益的な取組みが責務化され、社会福祉法人が社会に果たすべき役割は大きなものとなっています。</p> <p>また、地域においては「制度の狭間の課題」や「複合的課題」など、これまでの社会福祉制度では対応することが困難な新たなニーズを抱える人が増えてきており、分野を問わず包括的に相談・支援をしていくことや、地域全体で支えることが必要となっています。</p> <p>こうしたなか、社会福祉法人等、多様な団体が地域住民等と連携して支えるしくみを創り、既存の制度では対応できない課題への取組を推進します。</p>		① 社会福祉法人の公益的取組推進に向けたネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設によるネットワーク会議の開催 ○モデル事業等の活用による複数施設・法人の連携・協働による公益的取組の仕組みづくり ○市町村社協と社会福祉施設との連携・協働による取組の推進
		② 公益的取組の推進にむけた普及・啓発	○先進的取組の事例収集、広報誌・インターネット等を活用した情報提供、セミナー開催等

(2) 関係機関・団体との連携推進

目 標		取り組む事項	内 容
<p>制度、諸施策の改正や住民が抱える困難な課題に対応していくため、民生委員・児童委員、ボランティア等民間団体、種別協議会など関係機関・団体と連携を推進します。</p>		① 福祉団体・施設協議会との連携強化	○各事業の運営委員会（ボランティア・市民活動支援センター、福祉人材総合対策センター、セルフ支援センター等）、各種別協議会事務局の運営
		② 弁護士・医師等専門家との連携	○生活困窮者自立支援事業・日常生活自立支援事業・運営適正化委員会等における専門家との連携

(3) 情報収集・課題共有・情報発信機能の強化

目 標		取り組む事項	内 容
<p>制度、諸施策の改正や地域での福祉・生活課題等を理解し対応するため、種別協議会等関係団体と連携して必要な情報を収集し提供します。また、これからの地域福祉推進、福祉人材の育成・確保等のため機関紙、ホームページ等様々な媒体を活用し、地域福祉活動等の理解促進と啓発活動に努めます。</p>		① 情報収集機能の強化	○種別協議会及び関係機関・団体と連携した情報収集、各種調査等による情報把握と意見の集約
		② 情報提供機能の強化	○各種会議・研修会等による情報提供、広報戦略グループ等による効果的な広報の実施（広報誌・ホームページ・facebookの活用）、マスコミ・フリーペーパー等様々な媒体を活用した情報の提供